

NEWS

FUKUE CHAMBER OF COMMERCE & INDUSTRY

福江商工会議所ニュース



五島に活力を!! コロナなんかに 負けん!!!

謹賀新年

令和3年(2021年)丑



本誌の主な内容

- 福江商工会議所会頭 新年あいさつ
- 日本商工会議所会頭 年頭所感
- 事業主の皆さま、パートタイム労働者・有期雇用労働者の皆さまへ パートタイム・有期雇用労働法が施行されます

- 事業主・社会保険労務士・労働保険事務組合の皆さまへ

- インタビュー企画・きぼう 第5回

— 福江商工会議所情報発信中 —

- 福江商工会議所ホームページ <http://www.fukue-cci.org/>
- 福江商工会議所は、docomo無料wi-fiがご利用可能です!!

皆様のご意見、ご要望がありましたらお寄せください。

発行所 福江商工会議所

〒853-0005 五島市末広町8-4 TEL0959-72-3108 fax0959-74-1588
E-mail:fukuecci@vc.fctv-net.jp

新年挨拶

新年明けましておめでとうございます。

昨年は、新型コロナウイルスの感染拡大で、世界的に景気が減退し、国内におきましても新型コロナウイルスの感染により、ヒト・モノの流れが止まり、又、インバウンド減少の影響もあり、個人消費は大幅に減少し、その影響はリーマンショックの2倍とも言われております。

又、年末には、アメリカ大統領選挙でバイデン氏が誕生し、我が国では安倍政権から菅政権へとなりましたが、国内外を問わず積み残された多くの課題が山積みとなっております。

一方、五島市においてもコロナの影響で、バラモンキング、夕焼けマラソン、福江みなとまつりなどの大きなイベントがすべて中止となりました。

中でも、非常に残念ではありましたが、「国際ツバキ会議及びサミット」も中止を余儀なくされました。この会議をきっかけとして、国外からの観光交流を将来の五島の観光にと期待しておりましたので、無念な結果となってしまいました。

緊急事態宣言後は、他県の観光地と同様に島外からの観光交流客は著しく減少し、観光関連企業である、空、海を問わず交通関連会社を始め、宿泊業や土産品店、飲食店などが大打撃を受け、コロナウイルスに明け暮れた一年がありました。

然しながら、アンダーコロナ下にあっても私は決して失われた一年とは思っておりません。

この状況下にあり、福江商工会議所は島内の消費を喚起し、経営悪化となっている会員企業の売上を少しでも伸ばすため、4月から6月の3カ月間に渡って、コロナ対策の商品券を五島市や各種団体と連携して発行いたしました。

さらに、7月から10月までは大型の「五島市つばき商品券」が2度に渡り発行され、五島の経済に最大の効果を發揮いたしました。島内で、7ヶ月間に渡り連続して商品券の発行が行われたことは、五島市民及び各事業者の生活支援と事業継続のお力になったと確信しております。また、アンダーコロナ下にあっても会議所は「経済活動を通じて社会活動の増進」の使命の元に、色々なご意見はありました。思い切って「新型コロナウイルス退散祈願地域活性化イベント」を五島みなと公園において、花火大会を添えて開催いたしました。更に11月には、平戸商工会議所の早田会頭や副会頭、各部会の役員の皆様を招聘して、今後の経済活動を連携して行く意見交換会も開催した所であります。今後は、さらに長崎県北部の人口40万人を対象に観光交流を発展したいと思っております。今年度も少なくなりましたが、年度内に民間初のRE100の名称で知られています、「五島版RE100の認定委員会」の設置を行い、島内企業の経営向上を図るために認定証を発行して企業の価値と製品の価値の向上に努めます。また島内の人手不足に付きましては、今後も改善は期待出来ず、なお一層厳しくなっていきそうです。その改善策の一つとして、福江会議所が認可申請及び設立までではありますが「地域づくり事業協同組合」の設立を3月末までに終わります。設立された「五島地域づくり協同組合」は、五島市と協力してU.I.Jターンやリモートワーク・ワーケーションの取組などを支援し、移住施策の促進を通じて人材を発掘、雇用し、組合員への派遣要望に応えて、人手不足の解消に繋げていく予定となっております。

現在、五島市においては、コロナの中にあっても建築循環が高止まりし、民間投資と公共投資も持続的に行われています。また、浮体式洋上風力発電施設も秋口には動き出す予定となっており、工事に関わる企業のみではなく、発電施設の視察や平和教育に関わる修学旅行の誘致など、島外に向けた需要の拡大にも繋がり、五島市の経済の活性化になるものと確信しております。

世界の課題、日本の課題があります、その共通の課題が気候変動問題です。日本は、本年が、遅ればせながら気候変動問題、温暖化防止（カーボンニュートラル）の元年の年と言えるでしょう。その中にあって、五島市は昨年末12月17日に「2050年カーボンニュートラルに向けた国民会議」に菅総理大臣はじめ小泉環境大臣、経産大臣、外務大臣等官民の代表列席の中に行政ではただ一人、五島市長野口市太郎様がオンラインではありましたが、ご出席し発言されております。五島市のカーボンニュートラル活動は、他の地域より更に一歩も二歩も進めなくてはなりません。福江商工会議所の「五島版RE100」が少しでもお手伝いが出来ます事を光栄に思っております。

今後、福江商工会議所と致しましても地域経済の振興のため、人の交流を筆頭に様々な地域振興が要求される中で、先ずは全ての業界での地産地消をより一層進める必要が生じるものと考えます。

福江商工会議所も新年を迎えるにあたり、心新たに、長崎県五島振興局並びに五島市や関係機関と連携を取りながら、課された責任と使命を全うすべく、役員・議員一丸となって様々な事業を邁進していく所存であります。

五島・福江島の更なる発展のために多大なるご支援、ご協力を皆さんにお願いし、新年の挨拶とさせて頂きます。



福江商工会議所

会頭 清瀧 誠司

年頭所感

明けましておめでとうございます。

2021年の新春を迎える、謹んでお慶び申しあげます。

さて、昨年1月にわが国で初めての新型コロナウイルス感染者が報告されてから、早くも1年が経とうとしています。コロナ禍にあっても、今なお必死に経営努力を続けておられる皆さまに深く敬意を表するとともに、われわれ全国515の商工会議所は、今年も一丸となって事業者の皆さまと地域経済の発展のために力を尽くしてまいります。

さて、わが国経済全体は、緊急事態宣言が発令された昨年4-6月期のGDPがリーマンショック時を超える戦後最大の落ち込みを記録した後、7-9月期には持ち直しの動きへと転じました。しかし、秋以降に再び感染が拡大する中、その後の回復に向けた足取りは依然として重いままです。

一方、コロナ禍を通じて、政府・民間を含めた国全体としてのデジタル化の遅れ、過度な大都市集中のリスクと適切な地方分散化の必要性、危機下における医療提供体制のあり方、中央と地方の権限分担のあり方など、日本の多くの課題が浮き彫りとなりました。また、何よりも「強く豊かな国でなければ国民を守れない」ということに皆が気付いたのではないでしょうか。激甚化する自然災害、新たなパンデミック、地政学上の混乱等は今後も起こり得るものであり、わが国がそのような不確実性の中を生き抜いていくためには、不確実性を吸収できるバッファとしての「戦略的ゆとり」が不可欠であります。

昨年の菅政権発足以降、私は政府に対してこの「戦略的ゆとり」を持つ必要性、またそのためにも経済成長が欠かせないものであることを訴えてきました。経済成長は労働投入×資本投入×全要素生産性で定義されます。これまでの深刻な人手不足の中で、女性や高齢者など労働参加が大いに進みました。しかし、さらなる労働参加率の向上には限界があり、将来不安により消費が伸び悩む中では国内での新たな設備投資による資本蓄積も多くは望めません。従って、わが国の経済成長のためには、残る「生産性の向上」が必須なのです。

一国の生産性は「一人当たりGDP」で表されますが、日本は2018年時点では世界第31位に甘んじています。「一人当たりGDP」は国民一人当たりの豊かさだけでなく、効率的に働き得られた余暇を人との繋がりに充てることで、幸福度を向上させる指標にもなることから、私はこれを日本の新たな国家目標に据え、その引き上げのために皆で知恵を絞り、汗をかくべきだと考えます。

日本全体の生産性向上のために、商工会議所は、以下の3点に取り組んでまいります。第一は、コロナ禍への対応支援です。環境変化に対して、柔軟に素早く対応できることが中小企業経営者の強みであり、コロナを契機として新製品やサービス開発、業態転換、EC等も活用した国内外への販路開拓などに積極果敢に挑戦する経営者を、しっかりと後押ししてまいりたいと思います。

第二は、デジタル化を通じた生産性向上です。コロナ禍で初めてテレワークを体験し、デジタル技術の有用性に気付いた経営者も多いと思います。また、国や地方公共団体が今後デジタル化を進める中で、民間企業側もそれに対応していく必要があります。まずは身の丈に合った、低コストで利用可能なIT導入から始め、徐々にステップアップするなど、IT導入補助金等の支援策もフル活用し、中小企業のデジタル化を推進してまいります。

第三は、取引適正化です。大企業と中小企業が強固に結び付いた日本経済の強さは、大中小の石が組み合わさって風雪に耐える「石垣」に例えられてきました。しかし、その石垣も修復、再構築する時期に来ています。サプライチェーン全体のデジタル化により効率性を高め、コストアップや付加価値をフェアに分け合い取引価格の適正化を図る「大企業と中小企業の新たな共存共栄関係」の構築が必要です。商工会議所は、この趣旨に賛同した企業による「パートナーシップ構築宣言」の宣言企業が1,000社を超えるよう、積極的に後押ししてまいります。

加えて、本年いよいよ開催が見込まれる東京オリンピック・パラリンピックを、復興五輪であると同時に、感染拡大防止と社会経済活動を両立させる具体的なプロジェクトとして位置付け、国民運動を盛り上げていきたいと考えております。

最後に、近代日本資本主義の父であり、東京商工会議所初代会頭の渋沢栄一翁は、関東大震災の混乱の渦中にあっても「逆境のときこそ、力を尽くす」自らの信念によって、晩年にあってなお、わが国を立て直すべく精力的に奔走されました。渋沢翁の意志を受け継ぎ、今年も日本商工会議所は全国のネットワークを最大限活用し、中小企業と地域の発展、日本経済の再生に向けて、先頭に立って頑張ってまいります。皆さまの多大なるご支援、ご協力をお願いし、私の年頭あいさつとさせていただきます。



日本商工会議所

会頭 三村 明夫

事業主の皆さん、パートタイム労働者・有期雇用労働者の皆さんへ パートタイム・有期雇用労働法が施行されます

同一企業内における正社員（無期雇用フルタイム労働者）とパートタイム労働者・有期雇用労働者との間の不合理な待遇の差をなくし、どのような雇用形態を選択しても待遇に納得して働き続けることができるよう、パートタイム・有期雇用労働法※1や施行規則、同一労働同一賃金ガイドライン（短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者に対する不合理な待遇の禁止等に関する指針）、パートタイム・有期雇用労働指針が施行されます。

※1 パートタイム労働者だけでなく、有期雇用労働者も法の対象に含まれることになりました。

法律の名称も、「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」から「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律」（いわゆる「パートタイム・有期雇用労働法」）に変わります。

2020年4月1日施行

（中小企業におけるパートタイム・有期雇用労働法の適用は、2021年4月1日）

改正のポイント

非正規雇用労働者（パートタイム労働者・有期雇用労働者・派遣労働者※2）について、以下の1～3を統一的に整備します。

1. 不合理な待遇差の禁止

同一企業内において、正社員と非正規雇用労働者との間で、基本給や賞与などのあらゆる待遇について、不合理な待遇差を設けることが禁止されます。

ガイドライン（指針）においてどのような待遇差が不合理に当たるかを例示します

2. 労働者に対する待遇に関する説明義務の強化

非正規雇用労働者は、「正社員との待遇差の内容や理由」などについて、事業主に説明を求めることができるようになります。

事業主は、非正規雇用労働者から求めがあった場合は説明をしなければなりません

3. 行政による事業主への助言・指導等や裁判外紛争解決手続（行政ADR）の整備

都道府県労働局において、無料・非公開の紛争解決手続きを行います。

「均衡待遇」や「待遇差の内容・理由に関する説明」も行政ADRの対象です。

【改正前→改正後】○：規定あり△：配慮規定×：規定なし◎：明確化

	パート	有期	派遣	
均衡待遇規定	○→◎	○→○	①	△→○+労使協定
均等待遇規定	○→○	×→○	②	×→○+労使協定
ガイドライン（指針）	×→○	×→○	③	×→○

お問い合わせ

長崎県労働局 ☎095-801-0050

事業主・社会保険労務士・労働保険事務組合の皆さんへ

令和3年1月1日以降、従業員の方が自営業をやんでいる場合等（※1）であっても、労働条件が雇用保険の適用要件（※2）を満たしている場合は、従業員としての収入と自営業等による収入のどちらが多いかに関わりなく、雇用保険被保険者資格取得届の提出が必要になります。

（※1）自営業をやむ場合のほか、他の事業主の下で委任関係に基づきその事務を処理する場合（雇用関係にない法人の役員等である場合）を含みます。

（※2）1週間の所定労働時間が20時間以上であり、かつ、31日以上の雇用の見込みがあること。

以下の点にご留意ください。

- ・従業員として勤務しつつ、自営業をやんでいる場合等であっても、勤務していた会社を離職することとなり、同時に自営業等による収入もなくなってしまう可能性があります。そうなってしまった場合に、失業等給付を受給できないという事態を避けるため、労働条件が雇用保険の適用要件を満たしている場合は、従業員としての収入と自営業等による収入のどちらが多いかに関わりなく、雇用保険被保険者資格取得届を提出し、雇用保険に加入していただく必要があります。
- ・雇用保険に加入していた場合であっても、離職後に、自営業に専念するため求職活動を行わない場合、代表取締役に就く場合、会社の役員として一定以上の収入がある場合などは、失業等給付を受給できない場合があります。

《自営業等をやむ方を雇用した場合の雇用保険の適用例》

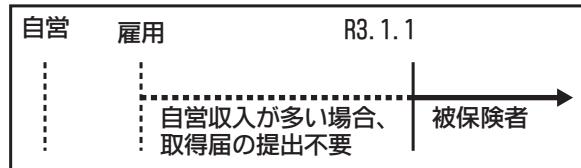
〈例1〉令和3年1月1日以降に新たに雇用した場合

→ 雇用した時点から被保険者となります。



〈例2〉令和2年12月31日以前から雇用し令和3年1月1日以降も継続して雇用している場合

→ 令和3年1月1日より被保険者となります。



お問い合わせ ハローワーク五島 ☎0959-72-3105

きぼう



取材日 令和3年1月14日



松浦 まゆみさん

(株)司コーポレーション五島本部

〒853-0003

長崎県五島市錦町1番地14

TEL: 0959-72-8800

代表取締役社長 庄司 鉄平

本 社: 長崎市

設 立: 平成3年4月1日

事業内容: 警備事業、ビル管理事業

介護事業「スマイルケア」

看護事業「スマイルきゅあ」

HP: <http://tsukasa-co.jp/>

Q 入社のきっかけ

A 私が高校生の時に学校のお仕事体験実習で、司コーポレーションの清掃業務を体験させて頂きました。現場での実習を通じて、苦手だった掃除を上手に行えるようになりたいと思い入社を希望しました。

る清掃業務に加え、椅子やテーブル等をこまめにアルコールで消毒をして、感染症対策に努めています。

Q 仕事で大切なことは

A 同じ現場の先輩方が優しく、フレンドリーで分からないことがあれば丁寧にご指導して頂けるところです。

Q 会社の好きなところは

A 率先して行動し、人から頼られる人材になります。

Q 今後の目標について

たidiです。

A 清掃作業をする際には施設に勤務されている従業員の方やお客様の邪魔にならないよう周囲に気を付けています。また施設内の状況に応じて清掃の順番を変更する必要がある為、判断力も大切だと考えます。

Q 息抜きの方法

A 休日は家にいることがあります。多くのアニメや、漫画を見たりします。また施設内の状況に応じて清掃の順番を変更する必要がある為、判断力も大切だと考えます。

や海の写真を撮ったりして過ごしています。

Q 仕事内容

A 島内施設の清掃作業をしています。施設内をモップや自動洗浄機を用いて清掃したり、窓ガラスを綺麗にします。

一緒に働く仲間を募集しています。

